

国勢調査 回答はかんたん便利なインターネットで 令和2年国勢調査を実施します



今年5年に一度の国勢調査の年です。国勢調査は、日本に住む全ての人と世帯を対象とした、国の最も重要な統計調査で、今回は大正9年(1920年)の第1回から、ちょうど100年の節目を迎えます。

調査結果は、未来のまちづくりや国づくりなどの基礎資料となりますので、調査へのご回答・ご協力をお願いします。

●調査の対象と場所

令和2年10月1日現在の日本国内に住んでいる全ての人(外国人を含む)と世帯を対象とします。調査の場所は、住民登録に関係なく普段住んでいる市町村で回答します。

●調査内容

調査内容は、世帯員に関する項目として「男女の別」「出生の年月」「配偶者の有無」「就業状態」「従業地又は通学地」など、世帯に関する項目として「世帯員の数」「世帯の種類」「住居の種類」などです。

●法律に基づく調査です

国勢調査の実施は、統計法(国の統計に関する基本的な法律)により規定されており、調査に回答することの報告義務が定められています。

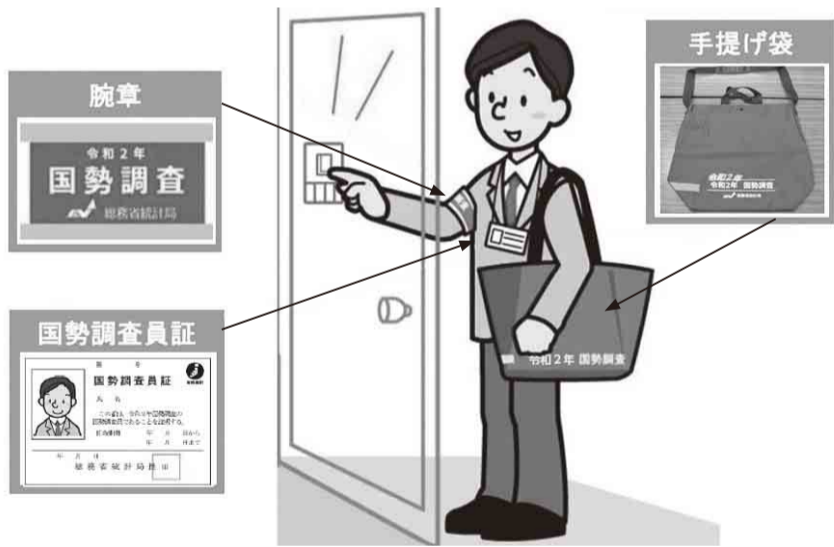
●記入内容は、厳重に守ります

調査員をはじめ、国勢調査に従事する者は、統計法により個人情報保護のための厳格な守秘義務が課せられています。また、統計の作成以外の目的で回答内容を利用したり、提供したりすることはありません。調査票は外部に漏れないよう厳重に管理し、集計後は完全に溶かし、再生紙として生まれ変わります。

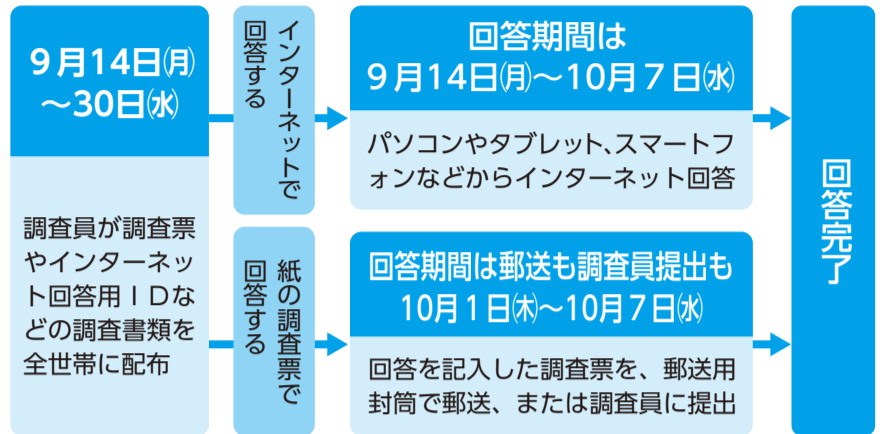
●調査員ってどういう人?

調査員は、総務大臣が任命する非常勤の国家公務員で、調査時には次のような「国勢調査員証」を携帯し、腕章を身に付けています。

※国勢調査を装った不審な訪問者や電話・電子メール・ウェブサイトなどにご注意ください。



■調査の流れ



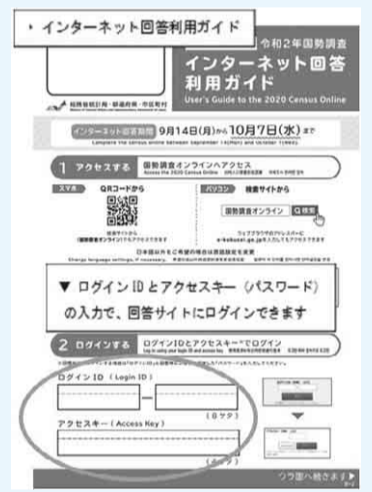
9月14日(月)~30日(水)の間に調査員が各世帯を訪問します。新型コロナウイルス感染防止のため、できる限り世帯の人と調査員が対面しないよう、インターホンやドア越しに世帯人数などを聞き取った上で、調査書類を郵便受け・ドアポストへ投函します。

※未回答世帯には10月中旬に調査員が訪問します。

回答はできる限りインターネットでお願いします

パソコンやスマートフォンなどからインターネットで回答できます。インターネット回答が可能な世帯は、調査員が配布する調査書類(封筒)に同封の「インターネット回答利用ガイド」を確認の上、回答してください。所要時間は、単身世帯で10分程度、4人世帯で20分程度です。

回答いただいた情報は、厳重なセキュリティで保護されているので安心・安全です。



国勢調査に関するお問い合わせ

- 総務省国勢調査コールセンター 電話0570-07-2020(IP電話からは03-6636-9607) / 9月7日(月)~11月30日(月)の午前8時~午後9時
●八千代市国勢調査コールセンター 電話483-1151(内線4300・4301) / 9月10日(木)~10月9日(金)の午前9時~午後5時
●国勢調査2020総合サイト http://www.kokusei2020.go.jp/

募集 審議会などの市民委員

市内在住の成人で、本市の審議会などの委員を5つ以上兼ねていない人が対象。9月30日(水)必着で、任意のA4用紙に住所・氏名(フリガナ)・性別・生年月日・電話番号・主な職歴・他の審議会などの委員になっている人または、過去に審議会などの委員になったことがある人は、その審議会などの名称を記入し、チームに沿った800字程度の作文を添えて、〒276-8501市役所都市計画課へ持参、郵送または市ホームページ「市民委員の公募」から応募。応募書類は非公開で返却しません。
●八千代市住居表示審議会 住所をわかりやすくするために住居表示の整備に市民の意見を反映させるため、市民委員を募集します。

●資格 平日昼間の会議に出席できる人。必要に応じて開催するため、任期中に開催されない場合もあります
●募集人数 2人
●報酬 1回につき7000円
●任期 11月27日から2年間
●作文テーマ 応募の動機を含めた「住居表示と暮らしやすいまちづくり」
●八千代市都市マスタープラン策定会議 都市計画に関する基本的な方針である八千代市都市マスタープランの策定に関し、検討・協議するため、市民委員を募集します。
●資格 全5回程度の平日昼間の会議に出席できる人
●募集人数 2人
●謝金 1回につき7000円
●任期 委嘱日から八千代市都市マスタープランの策定が完了する日まで(5年3月ごろの予定)
●作文テーマ 応募の動機を含めた「八千代市の持続可能なまちづくりについて」

中小企業者経営支援金の申請は9月30日(水)まで

新型コロナウイルス感染症の影響により、売り上げが減少した中小企業の支援金の申請期限は9月30日(水)です。
●対象 1月から8月の任意のひと月の売り上げが前年同月比20%以上減少した市内の中小企業など。既に受給済みの事業者は対象になりません
●支給額 中小企業者経営支援金15万円
●申し込み 申請書類は市役所または八千代市商工会議所で配布。市ホームページからもダウンロードできます。法人事業者は、法人事業者専用ポータルサイトから申請できます。詳しくは市ホームページか商工観光課へ
●中小企業者向け臨時相談窓口で事業者をサポートします
八千代市商工会議所と連携して、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者向けに無料の相談窓口を設置しています。各種支援制度について、中小企業診断士・社会保険労務士に相談できます。申請書類の作成など手続きのサポートを行います。
●日時 平日午前9時~午後5時。一回の相談で55分まで
●場所 八千代市商工会議所
●申し込み 事前に電話で同会議所(483)1771へ。詳しくは、市ホームページか同会議所へお問い合わせください (商工観光課)